

岩倉市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、岩倉市が発注する建設工事成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、岩倉市工事検査要領（平成25年6月1日施行）第3条第1項第1号の規定により会計管財課職員が検査職員として検査を行う工事とする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者は、岩倉市工事検査要領に定める検査職員及び岩倉市工事監督要領（平成29年7月12日施行）に定める監督職員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、契約ごとに独立して行う。

2 評定は、しゅん工検査時に行う。

3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行う。

(評定の作業)

第5条 評定は、工事成績採点表（以下「採点表」という。）により行う。

(採点表の提出等)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、採点表を市長に提出する。

(評定結果の通知)

第7条 市長は、評定者から採点表の提出があったときは、速やかに、建設工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定結果通知書（様式第1）に、項目別評定点（様式第2）を添付し通知する。

(説明請求等)

第8条 前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を含む。）以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定点に対する説明請求回答書（様式第3）により回答するものとする。

(評定の修正)

第9条 市長は、第7条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の受注者に通知しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月12日から施行し、同日以後に契約を締結した請負工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第 年 月 日 号

受注者 名称
代表者

様

岩倉市長

工事成績評定結果通知書

貴社が受注した下記工事について、岩倉市建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から 1 4 日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する日を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の趣旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合先は下記のとおりです。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 契 約 金 額 金 円

5 工 期 着 手 年 月 日
しゅん工 年 月 日

6 検 査 年 月 日 年 月 日

7 評 定 点 点

8 本工事の業種

9 手続等の問合先及び送付先

項 目 別 評 定 点

管理番号 _____

評 価 項 目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／3.3 点
	II. 配置技術者	／4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／13.0 点
	II. 工程管理	／8.1 点
	III. 安全対策	／8.8 点
	IV. 対外関係	／3.7 点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	／14.9 点
	II. 品質	／17.4 点
	III. 出来ばえ	／8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	／7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	／5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献度	／5.2 点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事故等による減点	
評定点合計		／100 点

岩倉市長

工事成績評定点に対する説明請求回答書

年 月 日付けの説明請求については、下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 請求に対する説明

[illegible]

建設工事の成績評価について

岩倉市の発注する、建設工事の成績評価については、下記のとおり行うものとする。

記

1 審査項目

項目	細別	審査項目
1 施工体制	① 施工体制一般 ② 配置技術者 (現場代理人)	・ 工事成績評価表による
2 施工状況	① 施工管理 ② 工程管理 ③ 安全対策 ④ 対外関係	
3 出来形及び出来ばえ	① 出来形 ② 品質 ③ 出来ばえ	
4 工事特性	施工条件等への対応	
5 創意工夫 (軽微なもの)	創意工夫	
6 社会性等	地域への貢献等	
7 法令遵守等	工事事故等による減点	

2 評定点の決め方

採点の考え方

審査項目の細別項目ごとに5及び7段階（出来ばえのみ4段階で評価を実施）

(1) 評価方法

a. 評定点

専任監督職員	40%
主任監督職員	14.8%
総括監督職員	5.2%
検査職員	40%

b. 評定区分

考查項目		専任 監督職員	主任 監督職員	総括 監督職員	検査職員
1.施工体制	I 施工体制一般	○			
	II 配置技術者	○			
2.施工状況	I 施工管理	○			○
	II 工程管理	○	○		
	III 安全対策	○	○		
	IV 対外関係	○			
3.出来形及び出来ばえ	I 出来形	○			○
	II 品質	○			○
	III 出来ばえ				○
4.工事特性	I 施工条件等への対応		○		
5.創意工夫	I 創意工夫	○			
6.社会性等	I 地域への貢献等			○	
7.法令遵守等				-20～0 点	

(注)

- 4.工事特性・・・工事特性内容をよく吟味し安易な加点とせず、工事特性に対する技術力の評価となるよう、厳密に評価すること。
 - 5.創意工夫・・・施工計画書にこのことが記載又は事前に受注者から自主的に創意工夫にかかる資料提出され、これらの項目が施工等に反映されており、その工夫の効果が認められると判断された場合は、評価対象とする。
 - 6.社会性等・・・日常の現場周辺管理に含まれるような、清掃活動は評価対象としない。
- ※総括監督職員を置かない工事にあつては、総括監督職員の評定区分を主任監督職員が併せて評定する。